

## 質疑に対する回答書

事業名：海老名市地域公共交通実証運行業務委託（第2期）

（回答日）令和5年10月11日

No.	質 問	回 答
1	<p>仕様書に記載されている使用車両について、車種としてはハイエース、ハイエースコンピューター、キャラバン等が想定されると認識しておりますが、これらの車種はモデルチェンジや自動車部品の供給不足、社会情勢による流通の乱れ、海外需要の高まり等により車両の確保は見通しが立たず、中古車も価格が高騰しています。現状では新車、リース、中古を含め車両の入庫時期に見通しが立っておらず加えてワンマン装置及び法令に準じた架装を車両に施す必要もあり、取引業者の情報では架装には相応の時間が必要とのこと。11月22日(水)に運行事業者が決定し、実証運行が始まる令和6年4月25日(木)までの期間に仕様書の要件を満たした車両を確保するのは極めて困難だと認識しております。以上の点を踏まえ運行事業者決定後、実証運行開始までに車両の確保ができなかった場合はどのような対応となりますでしょうか。</p>	<p>運行開始までに車両が確保できる手段で検討・積算をお願いします。 なお、社会情勢等により、受託者に責のない事情があると認められる場合には、協議の上、対応を検討いたします。</p>
2	<p>仕様書に記載されている使用車両の要件について、「車内で運賃収受を行うことを想定した設備等があること」とあります。第1期実証運行である下今泉ルートでは、公共交通において全国的に広く認知され利用されている交通系 IC カードの取扱いがすでに行なわれていますが、本実証運行においても同様の取扱いが行なえる運賃機を想定されているのでしょうか。</p>	<p>交通系ICカードを含むキャッシュレス決済の導入は条件としていないため、導入される場合には、利便性向上策の一環として提案の中でご提示ください。</p>

3	<p>仕様書に記載されている履行期間について、第1期実証運行である下今泉ルートの際は「契約締結日から令和6年9月30日まで」であり、運行開始から1年間となっていたものが、本実証運行では「契約締結日から令和6年10月31日まで」と運行開始日から約半年となっています。第1期に比べ履行期間が短い理由をご教示ください。</p>	<p>現時点においては、本業務の本格運行への移行を令和6年秋に予定しているため、約半年分の履行期間としています。</p>
---	--	--